**運営規程の記載例（参考）**

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として運営規程を変更する際には、次の記載例を参考にして、各事業所の実情に合わせて記載してください。（※障害者総合支援法第７７条第３項各号に掲げる事業について規定してください。）

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)  
第○条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1)相談  
平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2)緊急時の受入れ・対応  
短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3)体験の機会・場  
障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行支援や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4)専門的人材の確保・育成等  
医療的ケアが必要な方や強度行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成、その他地域の実情に応じて、創意工夫により不可する機能

※(1)から(4)までの機能のうち、地域生活支援拠点等として事業所で実施する機能のみを運営規程に記載してください。